

御船町農業委員会会議録

令和2年6月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和2年6月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水) 13時30分～ 14時00分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室

3. 農業委員 (14名)

会 長	1 番	富田	早苗		
会長職務代理者	2 番	荒木	義一		
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番 藤本 隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番 田端 幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番 芥川 誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番 藤岡 雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番 山本富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番 竹崎 幸雄
欠席者	14 番	竹崎	幸雄		

最適化推進委員

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 5 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 7 議案第29号 農地中間管理事業の推進に関することについて

5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥
係 長	緒方	弘和
主 事	吉澤	輝

1 開会

事務局 皆さん、こんにちは。定刻より早いですが、始めさせていただきます。審議に入ります前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、14 番竹崎委員から欠席の連絡をうけております。欠席者 1 名ということで、御船町農業委員会規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、この総会が成立いたしますことを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員 9 名のご出席をいただいております。ありがとうございます。

それではただいまより、6 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よりしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長 はい、こんにちは。推進委員さん、お久しぶりです。お元気でしたか。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。6 番 大西委員 7 番 池田委員、宜しくをお願いいたします。

それでは、議案第 26 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田 早苗。

今日は、2 件 5 筆の申請がっております。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇町〇〇 △-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇〇郡〇〇町〇〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇字〇〇 △ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

理由：3 条許可所有権移転（町）

土地の所在地：大字〇〇字〇〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇〇
譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇
理由：3条許可所有権移転（町）
土地の所在地：大字〇〇字〇〇 △ 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇〇
譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇
理由：3条許可所有権移転（町）

議 長 はい、ありがとうございます。今月は、2件5筆の申請になっております。それでは、申請番号①番、担当の藤本委員、説明をお願いいたします。

9 番 はい。5月27日に、事務局と坂本推進委員と現地確認に行きました。場所は、資料の3ページをご覧ください。御船の〇〇〇〇から、〇〇の〇〇方面に抜ける農道沿いになります。高速の信号手前、約△m右側の水田になります。今回の申請地の水田は、2月10日の農業委員会の議案第20号の案件ででた水田になります。公売で水田を譲り受けられた方が、病気で農業ができなくなったということで、今回の申請者に相談したところ、話がまとまり今回の申請に至ったということです。申請者の方は、〇〇町で兼業で野菜や芝を栽培されているということです。農地法第3条第2項第1号から第7号につきまして、適当と判断しております。今回の申請地は、基盤整備された第1種農地であり、農振地でもあるため、周りの農地に迷惑がかからないように畦の草刈りなどの管理、共同作業の参加などお願いいたしました。以上のようなことから、許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしく願いたします。

議 長 はい。ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。

続きまして、申請番号②番。担当の大西委員、お願いいたします。

6 番 はい。5月29日に事務局と清村委員と現地確認を行いました。場所の説明をいたします。△号線を〇〇町方面に進み、〇〇〇〇〇のところを右に入り、約△km程行った、〇〇〇の農地です。農

地は、8～9 ページの写真のようによく管理された状況でした。譲渡人の方は高齢で、ご主人も亡くなっており、後継者もない為、譲り受け人の方が、長年にわたり管理されている状況でした。お2人は親戚関係で、今回の話になったということでした。6 ページをお開きください。第2項の1号から7号に該当する要件は充たしており、なんら問題はなく許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。親子間ではなく、親戚間での移譲ということですね。

6番議長 はい、そうです。

全委員 それではご質問・ご意見はございませんか。

議長 ありません。

ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。

続きまして、議案第27号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案書の3ページです。

議案第27号 農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和2年6月10日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗

今月は、4条申請がありませんでした。4ページ、5条の2件2筆の申請になります。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇〇 字〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇〇 △ 〇〇法人〇〇〇

代表役員 〇〇 〇〇

転用目的：庫裏及び駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇〇

転用目的：事務所及び駐車場

理由：5条所有権移転（県許可）

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番担当の藤岡委員、説明をお願いいたします。

12 番 はい。場所のほうの説明からいたします。13 ページをお開きください。5 月 27 日に、池田委員、藤村委員、事務局と現地を確認いたしました。〇〇〇の〇〇〇さんのところですが、本堂の裏にある土地で、14 ページに配置図がありますが、参拝者の駐車場と庫裏の一部が申請地になります。農地区分は、第 3 種農地になります。田 1 筆△㎡です。転用の目的は、世代交代によりお寺を息子さんが引き継ぐことになりまして、お寺の管理・運営の為、お寺の敷地内に庫裏を建設することになったということです。申請地は父親名義の農地の為、土地を受贈することで合意し、今回の申請となっております。15 ページをお開きください。今回、この申請以前に、写真のように砂利が入れてあって、駐車場として少し使われているという状況でしたので、始末書が出されております。11 ページにお戻りください。一般基準の 1 から 10 において、該当する箇所は適当と判断いたします。排水関係についても、区長の同意書も出ております。問題ないかと思われれます。以上のことから、総合判断として許可相当と判断いたします。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、申請番号②番、担当の藤本委員説明をお願いいたします。

9 番 はい。5 月 27 日に事務局と坂本推進委員と現地確認を行いました。資料の 20 ページをご覧ください。場所は、役場より△km離れた、〇〇地区になります。22 ページを開いてください。上と下写真がありますが、住宅に囲まれた農地となっております。写真で見ると土手となっておりますが、そこは地目は山林となっております。上の写真の一番左の家にお住まいの方が、今回ここに事務所兼駐車場を建設されるということです。申請者の方は、空調設備の点検・メンテナンスをされている事業者で、現在は貸事務所で営業をされているということです。業務効率が上がるように、自宅前の土地を購入しようと、今回の申請に至ったということです。18 ページに戻って下さい。農地の区分は第 2 種農地で

す。転用面積は、 Δ ㎡です。一般基準につきましては、適当と判断しております。総合判断といたしまして、許可相当と判断致します。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。ご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、議案第 28 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。

議案第 28 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会長 富田早苗。

6 ページ 7 ページに新規分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。17 件、田 Δ ㎡。計の Δ ㎡です。8 ページに再設定分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。1 件田 Δ ㎡、計 Δ ㎡です。続きまして、9 ページには、農業公社を通じた売買申請がありましたので所有権移転分の利用権設定等状況一覧表を掲載しております。田 Δ ㎡、普通畑 Δ ㎡です。計の Δ ㎡です。

10 ページを願います。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。

令和 2 年 6 月 10 日提出 上益城郡御船町。

令和 2 年第 6 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。

田 Δ ㎡、内再設定 Δ ㎡。所有権移転がありましたので田 Δ ㎡、畑 Δ ㎡、計の Δ ㎡、内再設定 Δ ㎡、所有権移転が計の Δ ㎡です。本年累計に移ります。田 Δ ㎡、内再設定が Δ ㎡です。所有権移転が、田 Δ ㎡、畑 Δ ㎡、内再設定が Δ ㎡です。所有権移転が、畑の Δ ㎡です。計 Δ ㎡、内再設定が Δ ㎡です。所有権移転が、計 Δ ㎡です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、今の事務局の説明にご質問・ご意見ございませんか。

全委員 ありません。

議長 ないようでしたら、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員、賛成です。

続きまして、議案第 29 号を提案いたします。事務局の説明をお

願います。

事務局

はい。議案書の 12 ページをお願いします。

議案第 29 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗

13 ページをお願いします。今月、農業公社を通じた貸し借りの申請がっておりますので、掲載しております。田の△m²、計の△m²です。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。これで終了ですが、他にございませんか。ないようでしたら、本日はこれで終了です。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

6 番

㊟

7 番

㊟